

ワンポイントアドバイス!

特別支給の老齢厚生年金を忘れていませんか?

老後に特別に支給を受ける年金制度には、65歳以前に受給することができる「特別支給の老齢年金制度」があります。

「特別支給の老齢厚生年金」は、繰り上げ受給とは違って、受け取ったからといって年金の支給額が減額されるようなことはありません。

また、請求し忘れた場合は、時効によって直近5年を超える部分の年金が受け取れなくなるため、要件に該当する方は、請求手続きをお勧めします。

【支給要件】

- ・ 男性の場合、昭和36年4月1日以前に生まれたこと。
- ・ 女性の場合、昭和41年4月1日以前に生まれたこと。
- ・ 老齢基礎年金の受給資格期間（10年）があること。
- ・ 厚生年金保険等に1年以上加入していたこと。
- ・ 60歳以上であること。

◆「在職中は年金を受け取ることができない」と思っていないですか？

会社にお勤めの際の老齢厚生年金は、給与の額などに応じて、全額停止となる場合を除き、年金額の全部または一部を受け取ることができます。

- **基本月額**と**総報酬月額相当額**の合計が28万円以下：年金は全部受け取れます。
- **基本月額**と**総報酬月額相当額**の合計が28万円超：一定の計算式に基づいて年金が減額されます。

※**基本月額**は、加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生年金の月額

※**総報酬月額相当額**は、(その月の標準報酬月額(月々の給与))+ (直近1年間の標準賞与額の合計) ÷ 12



詳しい内容やご質問がございましたら
06-6313-1369 まで
お問い合わせください

キキョウの花言葉「永遠の愛」「誠実」「清楚」「従順」